

## 随時変更

農地転用を目的として、農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地利用計画の変更の事です。通常年2回受付を行っています。

※農用地区域からの除外が決定するまでには、最短で約8ヶ月を要します。

### 共通添付書類（全ての案件について必要な書類）※正、副1部ずつ

①案内図	申出地とその周辺の建物等が確認できる地図の事です。
②公図写	公図写に、申出地は赤線、併用地がある場合は併用地を赤線以外で囲んでください。分筆がある場合は分筆予定線と明記し、予定線を点線で引いてください。隣地の土地所有者、地目、面積を記入してください。
③計画平面図	敷地に対して、建物の配置等を図示したもの。 図上で道路幅員、路線名称、雨水・汚水排水（合併浄化槽の場合は浄化槽の位置）の放流経路及び放流先を示してください。 水路においては、用水路・排水路・道路側溝の別と、水路の管理者を記入してください。 また、土地改良施設等がある場合には、その配置と占用・移設・廃止の別と移設先等を明記してください。 また、農地との境界には見切りの設置を明記して下さい。見切りは高さ10cm以上のコンクリートブロック、フェンス等です。
④事業計画概要書	事業の緊急性・必要性、申出地選定の条件・経緯、事業計画の概要、資金計画、事業計画者の概要、土地の所有状況等を記述したもの。 除外申出の根拠となる書類です。
⑤代替地検討表	希望する条件を満たす、申出地以外に探した農業振興地域外の土地及び農業振興地域内の宅地、雑種地、白地農地の地番、面積、農業振興地域内外の別、農用地区域内外の別、断念した理由を記載してください。 親及び自己の所有地から選定する場合は、所有地内で検討した経緯として、所有する筆全てを対象に作成してください。 なお、代替地は農用地区域外の土地を含めて記載して下さい。
⑥代替地検討表の案内図	⑤で検討した土地について、その案内図を作成してください。検討した土地とその周辺の建物の様子がわかる地図です。
⑦規模決定の根拠	一般住宅の新築の場合は不要です。それ以外の案件については、適宜必要な書類を提出してください。
⑧土地登記事項証明書	申出地の登記事項証明書です。
⑨現地写真	申出地の全景を撮影した写真。写真は複数でも問題ありません。土地の境界を赤線で記入してください。
<p>※周辺耕作者への事業説明の経緯が必要になる場合があります。</p>	

※計画者が法人の場合は、①直近の決算書(貸借対照表及び損益計算書)②定款③現在事項全部証明の提出をお願いします。  
個人事業主の場合は、確定申告書等の事業実態が確認できる書類と、住民票の添付をお願いします。

※土地登記事項証明書、住民票、戸籍謄本、現在事項全部証明はコピーでも可能です。

コピーを添付する場合は、左記のような原本証明が必要です。

資料の欄外に申請者本人又は調書作成者の記名及び押印による証明が必要となります。

この写しは原本と相違ないことを証明する。

令和〇〇年〇月〇日  
浜松市〇区〇〇町〇〇番地  
浜松太郎 (印)

《案件別の添付書類については裏面をご覧ください。》

## 変更事由別の添付書類

農家住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票（申出者世帯全員） ・農家証明（証明書又は調書の農家証明書欄） ・借家証明</li> <li>・営農地分布図（申出地と営農地の距離が1Km以内である事を示すもの）</li> <li>・名寄帳</li> </ul>
子の世帯の自己用住宅 （分家）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票（申出者世帯全員） ・50戸連たん図 ・借家証明</li> <li>・戸籍謄本（線引時土地所有者、現在土地所有者と申出者までの関係）</li> <li>・土地所有者世帯全員の住民票（孫分家の場合は親世帯も必要）</li> <li>・名寄帳（必要に応じて、固定資産が無いことの申告書）</li> <li>・土地登記事項証明（線引きの日から現在までの土地の履歴がわかるもの）</li> <li>・家系図（線引き時点の土地所有者から申請者までの関係がわかるもの）</li> <li>・災害ハザードエリア状況確認書</li> </ul>
線引き前所有地における自己用住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票（申出者世帯全員） ・50戸連たん図 ・借家証明</li> <li>・戸籍謄本（線引時土地所有者、現在土地所有者と申出者までの関係）</li> <li>・名寄帳（必要に応じて、固定資産が無いことの申告書）</li> <li>・土地登記事項証明（線引きの日から現在までの土地の履歴がわかるもの）</li> <li>・家系図（線引き時点の土地所有者から申請者までの関係がわかるもの）</li> <li>・災害ハザードエリア状況確認書</li> </ul>
大規模既存集落における自己用住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票（申出者世帯全員）</li> <li>・親世帯全員の住民票（親の要件を用いる場合）</li> <li>・戸籍謄本（親の要件を用いる場合、申出者との親子関係）</li> <li>・戸籍の附票（過去20年以上及び現在1年以上居住している場所や期間）</li> <li>・住所地案内図（過去20年以上及び現在1年以上居住している場所や期間）</li> <li>・借家証明 ・名寄帳（必要に応じて、固定資産が無いことの申告書）</li> <li>・災害ハザードエリア状況確認書</li> </ul>
やむを得ない敷地の拡張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票（申出者世帯全員） ・既存土地の登記事項証明書 ・現況図</li> <li>・既存建物の登記事項証明書</li> <li>・既存敷地の要件を証明する書類（線引き前宅地の判定資料、都市計画法の許可書等）</li> <li>・災害ハザードエリア状況確認書</li> </ul>
建築行為を伴わない敷地の拡張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票（申出者世帯全員） ・自己用駐車場の場合は、車検証の写し ・現況図</li> <li>・既存敷地の要件を証明する書類（線引き前宅地の判定資料、都市計画法の許可書等）</li> <li>・必要に応じて、既存土地の登記事項証明書、既存建物の登記事項証明書</li> </ul>
工場敷地の拡張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以上の操業実績 ・既存土地の登記事項証明書</li> <li>・既存建物の登記事項証明書</li> <li>・既存敷地の要件を証明する書類（線引き前宅地の判定資料、都市計画法の許可書等）</li> <li>・必要に応じて、過去3年の売り上げ額と利益の推移</li> <li>・建築物内部の予定計画図（建物を新設、増築する場合）</li> </ul>
公共事業等による移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取用事業担当部局からの副申書</li> <li>・取用地の土地謄本、建物謄本、配置図、平面図等の取用状況が分かる資料</li> <li>・住民票（世帯全員）または会社謄本</li> <li>・50戸連たん図（専用住宅等（2低住用途）のみ）</li> <li>・災害ハザードエリア状況確認書</li> </ul>
診療所・助産所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50戸連たん図 ・開設に必要な免許証の写し</li> <li>・建築物内部の予定計画図（建物を新設、増築する場合）</li> <li>・災害ハザードエリア状況確認書（敷地拡張の場合のみ）</li> </ul>
社会福祉施設・幼稚園 ・保育所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50戸連たん図 ・担当部局からの施設証明</li> <li>・建築物内部の予定計画図（建物を新設、増築する場合）</li> <li>・災害ハザードエリア状況確認書（敷地拡張の場合のみ）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内の日用品店舗</li> <li>・沿道施設</li> <li>・特定路線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上の経営実績 ・開設に必要な免許証、許可証等の写し</li> <li>・50戸連たん図（集落内の日用品店舗のみ）</li> <li>・災害ハザードエリア状況確認書（特定路線のみ）</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤、社用車の一覧表（用途、車種、ナンバー）</li> <li>・自己用駐車場の場合は、車検証の写し</li> <li>・必要に応じて、車両の軌道</li> </ul>
資材置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地に占める個々の資材の面積</li> </ul>
地域振興のための工場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物内部の予定計画図 ・企業調査の結果書の写し ・既存工場の案内図及び配置図</li> <li>・建築物の立面図</li> </ul>

※上記以外に他法令（農地法、都市計画法等）の許可見込みに関する書類の添付を担当課から求める場合があります。